

- 第117号議案 長崎市外海ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例
- 第118号議案 長崎市池島中央会館条例の一部を改正する条例
- 第162号議案 長崎市黒崎海岸有料シャワー施設条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 外海ふるさと交流センター	4～19
（1）改正の概要	4
（2）改正の内容	5～6
（3）利用料金の基準額の再算定	7～12
（4）新旧対照表	13～16
【参考1】条例施行規則で制定するもの	17～18
【参考2】他都市の状況	19

北総合事務所
令和7年9月

目 次	ページ
2 池島中央会館	20～34
（1）改正の概要	20
（2）改正の内容	21～22
（3）使用料の再算定	23～26
（4）新旧対照表	27～30
【参考1】条例施行規則で制定するもの	31～33
【参考2】他都市の状況	34
3 黒崎海岸有料シャワー施設	35～38
（1）改正の概要	35
（2）改正の内容	36
（3）使用料の再算定	37
（4）新旧対照表	38

北総合事務所

令和7年9月

目 次

ページ

共通資料

【参考3】 使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・・・ 39 ～ 44

【参考4】 使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45 ～ 46

【参考5】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度
導入施設への対応について・・・・・・・・・・ 47 ～ 49

北総合事務所

令和7年9月

1 外海ふるさと交流センター

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市外海ふるさと交流センター条例	長崎市外海ふるさと交流センター

1 外海ふるさと交流センター

(2) 改正の内容

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第8条関係））

（ア）客室の利用（宿泊）に係る基準額

区 分	宿泊料（1泊につき）	
	現 行	改正案
一 般	4,400円	5,720円
小学校の児童	3,300円	4,290円
幼児	1,644円	2,130円

（イ）客室の利用（休憩）に係る基準額

区 分	休憩料			
	現 行		改正案	
	3時間まで	3時間超え 6時間まで	3時間まで	3時間超え 6時間まで
一 般	880円	1,100円	1,140円	1,430円
小学校の児童	660円	770円	850円	1,000円
幼児				

1 外海ふるさと交流センター

(ウ) 会議室の利用に係る基準額

区 分		現 行			改正案
		会議室利用料のみ ①	冷暖房設備利用料 ②	合計 (① + ②)	
会議室	1	1,397円	500円	1,897円	2,650円
	2	524円	200円	724円	1,010円

※現行の会議室の利用に係る基準額は、1時間あたりの金額を表示。

(エ) 切符売場の利用に係る基準額

区 分	金額（1月につき）	
	現 行	改正案
切符売場	10,476円	12,570円

イ その他

附属設備の利用に係る利用料金の廃止に伴い所要の整備を行うもの。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

1 外海ふるさと交流センター

(3) 利用料金の基準額の再算定

ア 算定結果

(ア) 客室（宿泊）

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館日数 ③	稼働率※ ④	コスト/㎡※ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
市営宿泊施設	長崎市外海ふるさと 交流センター	31,304,977円	381.16㎡	365日	23.99%	937.96円	100%

a 一般

※「稼働率」及び「コスト/㎡」は、端数処理を行っている。

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
客室1 (22.23㎡)	4,400円	20,848円	20,848円	5,720円	5,720円	1,320円
客室2 (22.36㎡)	4,400円	20,970円	20,970円	5,720円	5,720円	1,320円
客室3 (20.67㎡)	4,400円	19,385円	19,385円	5,720円	5,720円	1,320円
客室4 (20.67㎡)	4,400円	19,385円	19,385円	5,720円	5,720円	1,320円
客室5 (16.01㎡)	4,400円	15,015円	15,015円	5,720円	5,720円	1,320円
客室6 (22.73㎡)	4,400円	21,317円	21,317円	5,720円	5,720円	1,320円

1 外海ふるさと交流センター

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
客室7 (12.49㎡)	4,400円	11,714円	11,714円	5,720円	5,720円	1,320円
客室8 (12.49㎡)	4,400円	11,714円	11,714円	5,720円	5,720円	1,320円
客室9 (20.21㎡)	4,400円	18,954円	18,954円	5,720円	5,720円	1,320円
客室10 (20.09㎡)	4,400円	18,841円	18,841円	5,720円	5,720円	1,320円

1 外海ふるさと交流センター

b 小学校の児童

使用料項目 ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
					金 額 ⑫	理 由		
客室	3,300円	-	-	4,290円	4,290円	【一般】算定額5,720円×現行額 比率(【小学校の児童】3,300円/ 【一般】4,400円)	4,290円	990円

c 幼児

使用料項目 ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結 果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
					金 額 ⑫	理 由		
客室	1,644円	-	-	2,300円	2,130円	【一般】算定額5,720円×現行額 比率(【幼児】1,644円/【一般】 4,400円)	2,130円	486円

1 外海ふるさと交流センター

(イ) 客室 (休憩)

a 一般

使用料項目 ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
					金 額 ⑫	理 由		
休憩 3時間まで	880円	—	—	1,230円	1,140円	【一般】算定額5,720円×現行額比率(【一般】880円/【一般】4,400円)	1,140円	260円
休憩 3時間超え 6時間まで	1,100円	—	—	1,540円	1,430円	【一般】算定額5,720円×現行額比率(【一般】1,100円/【一般】4,400円)	1,430円	330円

b 小学校の児童

使用料項目 ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
					金 額 ⑫	理 由		
休憩 3時間まで	660円	—	—	920円	850円	【小学校の児童】算定額4,290円×現行額比率(【小学校の児童】660円/【小学校の児童】3,300円)	850円	190円
休憩 3時間超え 6時間まで	770円	—	—	1,070円	1,000円	【小学校の児童】算定額4,290円×現行額比率(【小学校の児童】770円/【小学校の児童】3,300円)	1,000円	230円

1 外海ふるさと交流センター

(ウ) 会議室

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率※ ④	コスト/㎡※ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
市営宿泊施設	長崎市外海ふるさと交流センター	31,304,977円	381.16㎡	4,380時間	2.06%	910.26円	100%

※「稼働率」及び「コスト/㎡」は、端数処理を行っている。

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳		コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
会議室1 (142.08㎡)	1,897円	1,397円	500円	129,558円	129,558円	2,650円	2,650円	753円
会議室2 (38.63㎡)	724円	524円	200円	35,225円	35,225円	1,010円	1,010円	286円

1 外海ふるさと交流センター

(工) 切符売場

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館月数 ③	稼働率 ④	コスト/㎡※ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
市営宿泊施設	長崎市外海ふるさと 交流センター	31,304,977円	381.16㎡	12月	100%	6,844.23円	100%

※「コスト/㎡」は、端数処理を行っている。

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
切符売場 (10.50㎡)	10,476円	71,864円	71,864円	12,570円	12,570円	2,094円

1 外海ふるさと交流センター

(4) 新旧対照表

改正前	改正後
○長崎市外海ふるさと交流センター条例 平成16年9月30日 条例第46号 第1条から第6条 [略] (損害賠償) 第7条 交流センターの建物、<u>附属設備</u>等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用料金) 第8条 [略] 2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表に掲げる額を基準として、利用の時期、形態等の状況を勘案し指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 <u>3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u> 4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 (利用料金の減免) 第9条 [略]	○長崎市外海ふるさと交流センター条例 平成16年9月30日 条例第46号 第1条から第6条 [略] (損害賠償) 第7条 交流センターの建物、<u>設備</u>等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用料金) 第8条 [略] 2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用の時期、形態等の状況を勘案し指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 [削る] 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 (利用料金の減免) 第9条 [略]

1 外海ふるさと交流センター

改正前	改正後
(市長による管理) 第10条 [略] 2 前項の場合においては、第4条第1項、第5条、第8条第1項及び第3項、<u>前条並びに別表の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、<u>同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、前条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「基準額」とあるのは「使用料」とし、第4条第2項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。</u></u> 3 [略] (委任) 第11条 [略]	(市長による管理) 第10条 [略] 2 前項の場合においては、第4条第1項、第5条、第8条第1項、<u>前条及び別表の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、前条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「基準額」とあるのは「使用料」とし、第4条第2項並びに第8条第2項及び第3項の規定は適用しない。</u> 3 [略] (委任) 第11条 [略] 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 <u>改正後の長崎市外海ふるさと交流センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申込みに係る利用料金について適用し、同日前にされた申込みに係る利用料金については、なお従前の例による。</u>

1 外海ふるさと交流センター

改正前

別表（第8条関係）

1 客室の利用に係る基準額

区分	宿泊料（1泊につき）	休憩料	
		3時間まで	3時間を超え 6時間まで
一般	円 4,400	円 880	円 1,100
小学校の児童	3,300	660	770
幼児	1,644		

備考

- 1 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。
- 2 「幼児」とは、就学前の者（4歳未満の者を除く。）をいう。

改正後

別表（第8条関係）

1 客室の利用に係る基準額

区分	宿泊料（1泊につき）	休憩料	
		3時間まで	3時間を超え 6時間まで
一般	円 5,720	円 1,140	円 1,430
小学校の児童	4,290	850	1,000
幼児	2,130		

備考

- 1 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。
- 2 「幼児」とは、就学前の者（4歳未満の者を除く。）をいう。

1 外海ふるさと交流センター

改正前

2 会議室の利用に係る基準額

区分		金額	
		3時間以内	超過時間（1時間につき）
会議室	1	円 <u>4, 190</u>	円 <u>1, 047</u>
	2	<u>1, 571</u>	<u>419</u>

3 切符売場の利用に係る基準額

金額（1月につき）
<u>10, 476</u> 円

改正後

2 会議室の利用に係る基準額

区分		金額 <u>1時間につき</u>
会議室	1	円 <u>2, 650</u>
	2	<u>1, 010</u>

3 切符売場の利用に係る基準額

金額（1月につき）
<u>12, 570</u> 円

1 外海ふるさと交流センター

【参考1】条例施行規則で制定するもの

会議室の減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 減 免

ア 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市所在の心身障害者団体若しくはその育成団体又は社会福祉事業を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動であるため。
		本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	50%	社会福祉に関する公益性が高い活動で、社会福祉施策の推進に貢献できるため。なお、コミュニティ活動施設ではないことから、減免率を50%とする。

1 外海ふるさと交流センター

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
規定なし	－	本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できるため。
本市所在の社会教育関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%	社会教育に関する公益性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できるため。なお、コミュニティ活動施設ではないことから、減免率を50%とする。
本市所在の産業関係団体又は地域活性化を図る活動を行うことを目的とする団体が地域活性化のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。なお、コミュニティ活動施設ではないことから、減免率を50%とする。

ウ その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	その他市長が特に必要と認めるとき	減免理由に応じて、減免率を100%または50%とする

1 外海ふるさと交流センター

【参考2】他都市の状況

(1) 長崎県内

○南島原市

A施設					
宿泊料 (1泊につき)	一般	小学生児童	幼児 (3歳以上)	幼児 (3歳未満)	備考
	10,000円	7,000円	5,000円	無料	・1名利用時の場合、1,500円加算

○壱岐市

B施設					
宿泊料 (1泊につき)	一般	小学生児童	幼児 (3歳以上)	幼児 (3歳未満)	備考
	5,000円	4,000円	1,000円	無料	・一般料金について、土曜日、祝日の前日、夏期は6,000円 ・1名利用時の場合、3,000円を上限として料金を加算

2 池島中央会館

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市池島中央会館条例	長崎市池島中央会館

2 池島中央会館

(2) 改正の内容

ア 使用料の改定（別表（第3条関係））

（ア）会議室等の使用料

区 分	現 行			改正案
	貸室使用料のみ ①	冷暖房設備使用料 （規則に規定） ②	合計 （①＋②）	
会議室1	1,079円	429円	1,508円	2,110円
会議室2	464円	261円	725円	1,010円
会議室3	251円	157円	408円	610円
会議室4	143円	104円	247円	490円
控室1	143円	104円	247円	490円
控室2	143円	104円	247円	490円
控室3	143円	104円	247円	490円
研修室	394円	261円	655円	910円
調理室	251円	157円	408円	610円

※現行の貸室使用料は、1時間あたりの金額を表示。

(イ) 宿泊室の使用料

区 分	金額（1泊につき）	
	現 行	改正案
一 般	3,446円	4,470円
中学校の生徒	2,797円	3,620円
小学校の児童	2,158円	2,790円

イ その他

附属設備使用料の廃止に伴い所要の整備を行うもの。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 池島中央会館

(3) 使用料の再算定

ア 算定結果

(ア) 会議室等

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	稼働率※ ④	コスト/㎡※ $\frac{\text{⑤}}{\text{②} \times \text{③} \times \text{④}}$ ⑤ ①	受益者負担率 ⑥
市営宿泊施設	長崎市池島中央会館	17,043,539円	643㎡	3,141時間	0.33%	2,557.21円	100%

※「稼働率」及び「コスト/㎡」は、端数処理を行っている。

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳		コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
会議室1 (252㎡)	1,508円	1,079円	429円	635,499円	635,499円	2,110円	2,110円	602円
会議室2 (90㎡)	725円	464円	261円	226,964円	226,964円	1,010円	1,010円	285円
会議室3 (35㎡)	408円	251円	157円	88,264円	88,264円	610円	610円	202円
会議室4 (18㎡)	247円	143円	104円	45,393円	45,393円	490円	490円	243円
控室1 (13㎡)	247円	143円	104円	32,784円	32,784円	490円	490円	243円
控室2 (14㎡)	247円	143円	104円	35,305円	35,305円	490円	490円	243円
控室3 (16㎡)	247円	143円	104円	40,349円	40,349円	490円	490円	243円

2 池島中央会館

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	現行料金内訳		コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
		貸室 利用料	冷暖房設備 利用料					
研修室 (55㎡)	655円	394円	261円	138,700円	138,700円	910円	910円	255円
調理室 (43㎡)	408円	251円	157円	108,438円	108,438円	610円	610円	202円

2 池島中央会館

(イ) 宿泊室

a 一般

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間稼働 可能日数 ③	稼働率※ ④	コスト/㎡※ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
市営宿泊施設	長崎市池島中央会館	17,043,539	643㎡	359日	21.88%	337.45円	100%

※「稼働率」及び「コスト/㎡」は、端数処理を行っている。

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
301号室 (23㎡)	3,446円	7,762円	7,762円	4,470円	4,470円	1,024円
302号室 (14㎡)	3,446円	4,724円	4,724円	4,470円	4,470円	1,024円
303号室 (14㎡)	3,446円	4,724円	4,724円	4,470円	4,470円	1,024円
305号室 (14㎡)	3,446円	4,724円	4,724円	4,470円	4,470円	1,024円
306号室 (14㎡)	3,446円	4,724円	4,724円	4,470円	4,470円	1,024円
307号室 (14㎡)	3,446円	4,724円	4,724円	4,470円	4,470円	1,024円
308号室 (14㎡)	3,446円	4,724円	4,724円	4,470円	4,470円	1,024円

b 中学校の生徒

使用料項目 ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
					金 額 ⑫	理 由		
宿泊室	2,797円	—	—	3,630円	3,620円	【一般】算定額4,470円×現行額比率(【中学校の生徒】2,797円/【一般】3,446円)	3,620円	823円

c 小学校の児童

使用料項目 ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	個別事由		最終結果 ⑬	増 減 ⑭ (⑬-⑧)
					金 額 ⑫	理 由		
宿泊室	2,158円	—	—	2,800円	2,790円	【一般】算定額4,470円×現行額比率(【小学校の児童】2,158円/【一般】3,446円)	2,790円	632円

2 池島中央会館

(4) 新旧対照表

改正前	改正後
○長崎市池島中央会館条例 平成16年9月30日 条例第47号 第1条～第10条　〔略〕 （損害賠償） 第11条　中央会館の建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 （平31条例7・一部改正） （委任） 第12条　〔略〕	○長崎市池島中央会館条例 平成16年9月30日 条例第47号 第1条～第10条　〔略〕 （損害賠償） 第11条　中央会館の建物、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 （平31条例7・一部改正） （委任） 第12条　〔略〕 <u>附　則</u> <u>（施行期日）</u> 1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2　改正後の長崎市池島中央会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

2 池島中央会館

改正前				改正後			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
1 会議室等の使用料				1 会議室等の使用料			
区分		金額		区分		金額（1時間につき）	
		3時間以内	超過時間（1時間につき）				
会議室	1	円 <u>3, 2 3 7</u>	円 <u>8 5 9</u>	会議室	1	円 <u>2, 1 1 0</u>	
	2	<u>1, 3 9 3</u>	<u>3 1 4</u>		2	<u>1, 0 1 0</u>	
	3	<u>7 5 4</u>	<u>2 0 9</u>		3	<u>6 1 0</u>	
	4	<u>4 2 9</u>	<u>1 0 4</u>		4	<u>4 9 0</u>	

2 池島中央会館

改正前				改正後		
1 会議室等の使用料				1 会議室等の使用料		
区分		金額		区分		金額（ <u>1時間につき</u> ）
		3時間以内	超過時間（1時間につき）			
控室	1	円 <u>4 2 9</u>	円 <u>1 0 4</u>	控室	1	円 <u>4 9 0</u>
	2	<u>4 2 9</u>	<u>1 0 4</u>		2	<u>4 9 0</u>
	3	<u>4 2 9</u>	<u>1 0 4</u>		3	<u>4 9 0</u>
研修室		<u>1, 1 8 3</u>	<u>3 1 4</u>	研修室		<u>9 1 0</u>
調理室		<u>7 5 4</u>	<u>2 0 9</u>	調理室		<u>6 1 0</u>

2 池島中央会館

改正前	改正後																
備考 1 <u>超過時間を計算する場合において、その時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。</u> 2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 3 <u>附属設備の使用料は、市長が別に定める。</u> 2 宿泊室の使用料 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額（1泊につき）</th></tr> <tr> <td>一般</td><td>円 3, 4 4 6</td></tr> <tr> <td>中学校の生徒</td><td>2, 7 9 7</td></tr> <tr> <td>小学校の児童</td><td>2, 1 5 8</td></tr> </table> 備考 「一般」とは、15歳以上の者(中学校の生徒及び小学校の児童を除く。)をいう。	区分	金額（1泊につき）	一般	円 3, 4 4 6	中学校の生徒	2, 7 9 7	小学校の児童	2, 1 5 8	備考 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その<u>利用時間</u>又はその端数時間は、1時間として計算する。 2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 [削る] 2 宿泊室の使用料 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額（1泊につき）</th></tr> <tr> <td>一般</td><td>円 4, 4 7 0</td></tr> <tr> <td>中学校の生徒</td><td>3, 6 2 0</td></tr> <tr> <td>小学校の児童</td><td>2, 7 9 0</td></tr> </table> 備考 「一般」とは、15歳以上の者(中学校の生徒及び小学校の児童を除く。)をいう。	区分	金額（1泊につき）	一般	円 4, 4 7 0	中学校の生徒	3, 6 2 0	小学校の児童	2, 7 9 0
区分	金額（1泊につき）																
一般	円 3, 4 4 6																
中学校の生徒	2, 7 9 7																
小学校の児童	2, 1 5 8																
区分	金額（1泊につき）																
一般	円 4, 4 7 0																
中学校の生徒	3, 6 2 0																
小学校の児童	2, 7 9 0																

2 池島中央会館

【参考1】 条例施行規則で制定するもの

会議室等（宿泊室を除く。）の附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 附属設備使用料

区 分			現 行	改正案	考え方
冷暖房設備	会議室	1	429円	廃止	冷暖房設備は施設の使用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備とし、冷暖房設備に係るコストは施設の使用料の算定コストに包含することから、冷暖房設備の使用料は廃止する。
		2	261円		
		3	157円		
		4	104円		
	控室	1	104円		
		2	104円		
		3	104円		
	研修室		261円		
	調理室		157円		

(2) 減 免

ア 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市所在の心身障害者団体若しくはその育成団体又は社会福祉事業を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動であるため。
		本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	50%	社会福祉に関する公益性が高い活動で、社会福祉施策の推進に貢献できるため。なお、コミュニティ活動施設ではないことから、減免率を50%とする。

2 池島中央会館

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市所在の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）が教育の目的のために利用するとき	100%	本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できるため。
本市所在の社会教育関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%	社会教育に関する公益性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できるため。なお、コミュニティ活動施設ではないことから、減免率を50%とする。
本市所在の地域活性化を図る活動を行うことを目的とする団体が地域活性化のための行事に利用するとき	100%	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。なお、コミュニティ活動施設ではないことから、減免率を50%とする。

ウ その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案	
項 目	減免率	項 目	減免率
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	その他市長が特に必要と認めるとき	減免理由に応じて、減免率を100%または50%とする

【参考 2】 他都市の状況

(1) 長崎県内

○南島原市

A施設					
宿泊料 (1泊につき)	一般	小学生児童	幼児 (3歳以上)	幼児 (3歳未満)	備考
	10,000円	7,000円	5,000円	無料	・ 1名利用時の場合、1,500円加算

○壱岐市

B施設					
宿泊料 (1泊につき)	一般	小学生児童	幼児 (3歳以上)	幼児 (3歳未満)	備考
	5,000円	4,000円	1,000円	無料	・ 一般料金について、土曜日、 祝日の前日、夏期は6,000円 ・ 1名利用時の場合、3,000円を 上限として料金を加算

3 黒崎海岸有料シャワー施設

(1) 改正の概要

ア 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

イ 対象条例（北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市黒崎海岸有料シャワー施設条例	長崎市黒崎海岸有料シャワー施設

3 黒崎海岸有料シャワー施設

(2) 改正の内容

ア 使用料の改定（第2条関係）

区 分	現 行	改正案
一 般	100円	200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

3 黒崎海岸有料シャワー施設

(3) 使用料の再算定

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト (R6年度) ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
レクリエーション施設	長崎市黒崎海岸有料 シャワー施設	344,013円	63人	5,461円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	最終結果 ⑧ (⑥と⑦の小さい方)	増 減 (⑧-⑤)
一 般	100円	5,461円	200円	200円	100%
こども	—	—	—	—	—

3 黒崎海岸有料シャワー施設

(4) 新旧対照表

改正前	改正後
○長崎市黒崎海岸有料シャワー施設条例 平成16年12月28日 条例第153号 (設置) 第1条 [略] (使用料) 第2条 施設のシャワーの使用料は、1回につき<u>100円</u>とする。 2 [略] (損害賠償) 第3条 [略] (委任) 第4条 [略]	○長崎市黒崎海岸有料シャワー施設条例 平成16年12月28日 条例第153号 (設置) 第1条 [略] (使用料) 第2条 施設のシャワーの使用料は、1回につき<u>200円</u>とする。 2 [略] (損害賠償) 第3条 [略] (委任) 第4条 [略] <u>附 則</u> (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

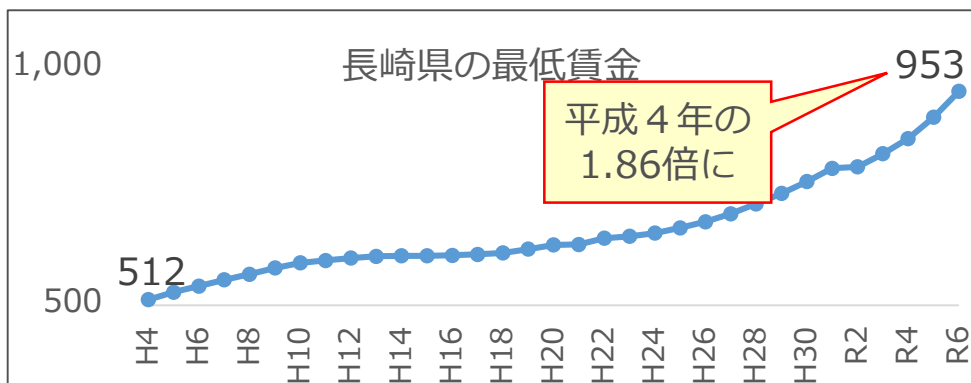
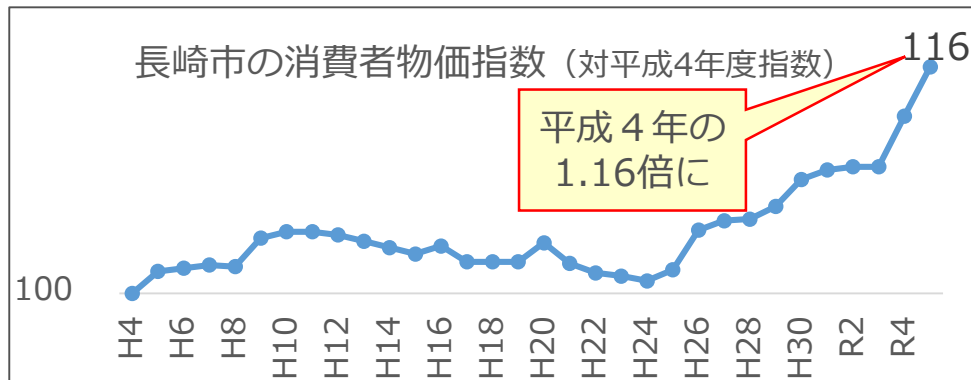
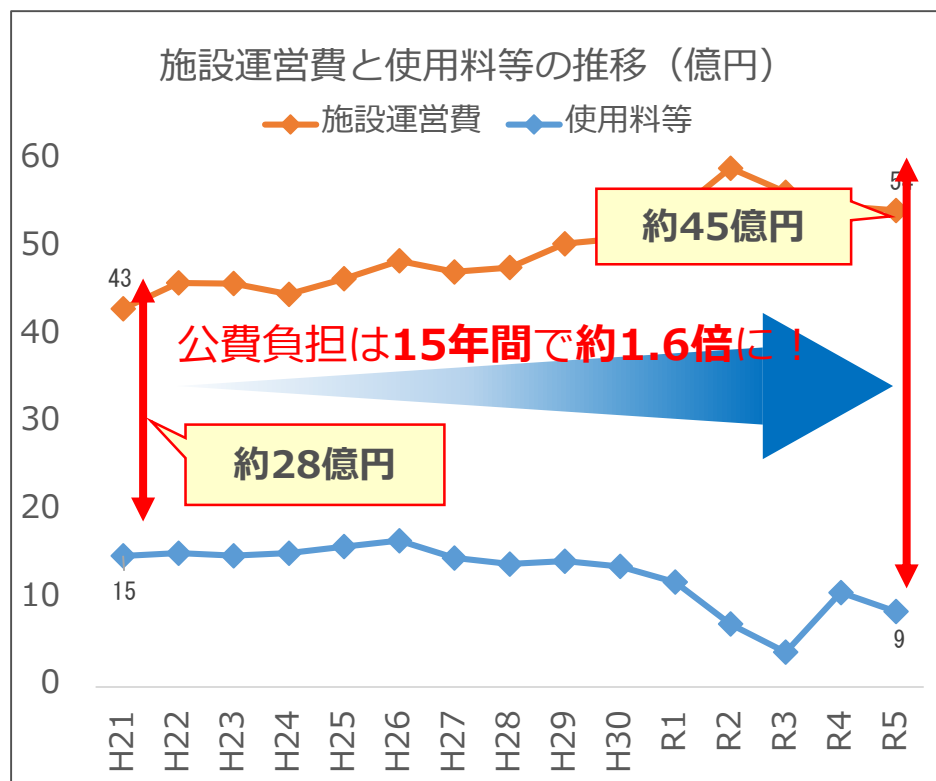
【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、 使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・ 公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考3】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

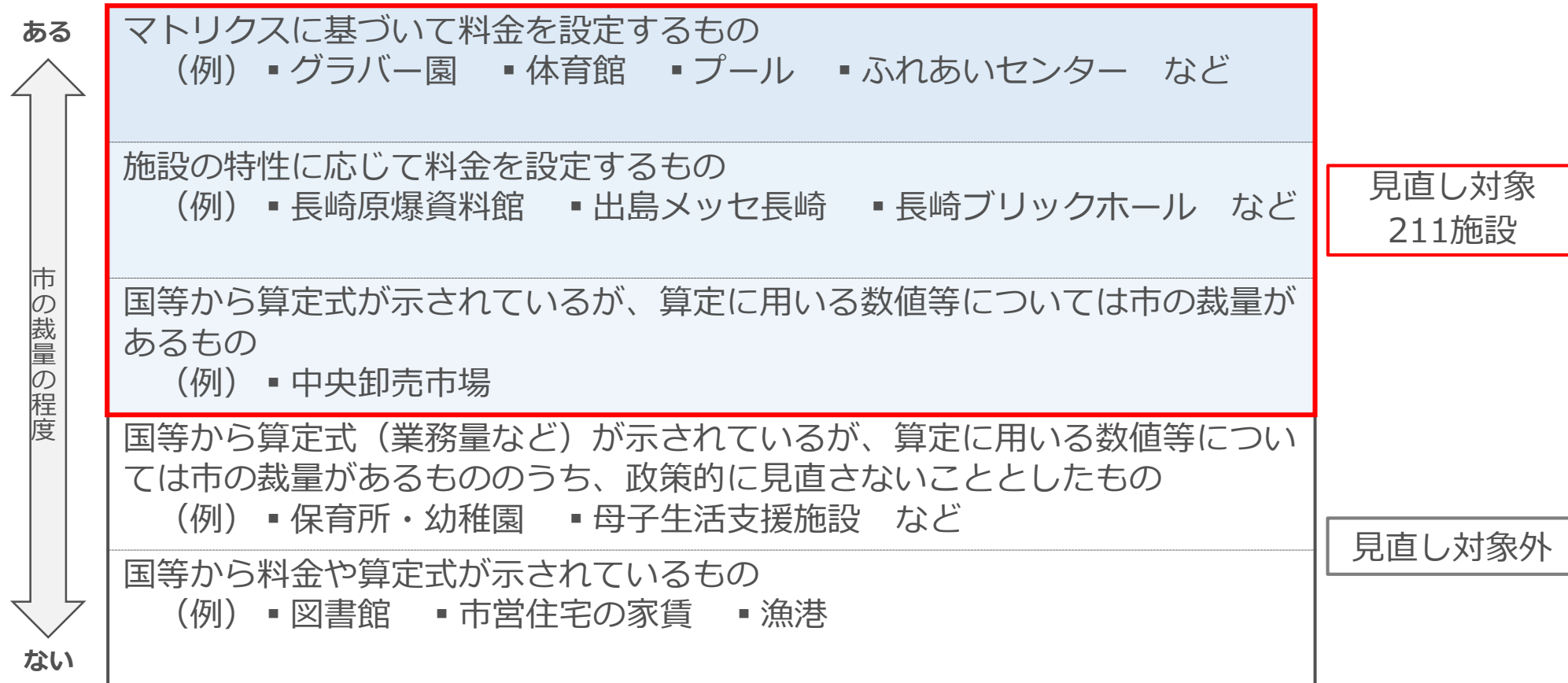
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考4】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考4】 使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

外海ふるさと交流センター
池島中央会館
黒崎海岸有料シャワー施設

高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（スロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） <u>市営宿泊施設</u>、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、<u>レクリエーション施設</u> 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

利用料金併用制の施設

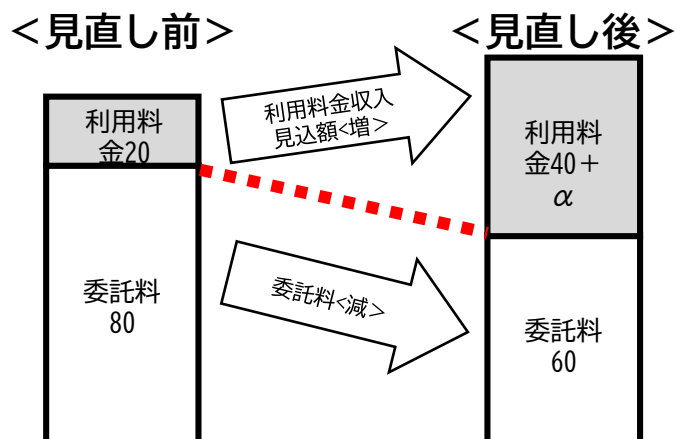
※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

2 令和8年度における対応について

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

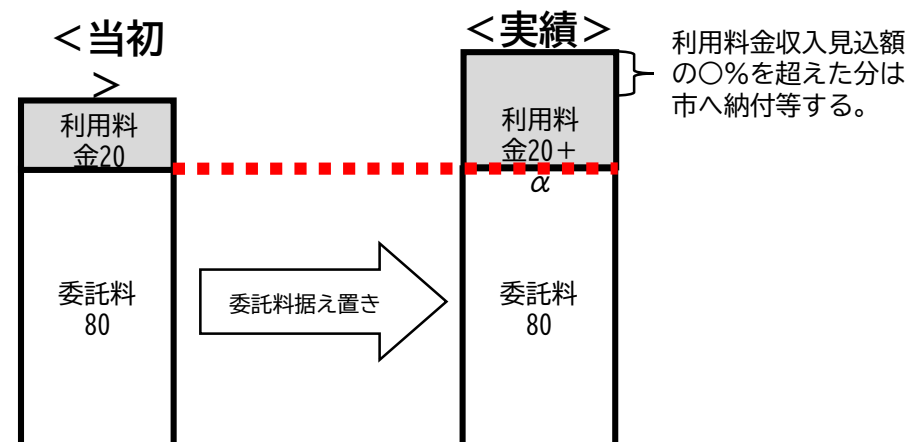
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始	2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始